

令和6年度公益財団法人延岡市育英会奨学生募集要項

1. 対象者

学校教育法で定める高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の高等課程及び大学、大学院、短期大学、専修学校の専門課程に在学する学生・生徒

2. 申込資格

次の要件の全てに該当する方

- ①保護者が2年以上延岡市に在住していること
- ②学業人物ともに優秀であって、経済的理由により学費等の支払いが困難であると認められること

3. 奨学金の貸与月額（無利子）

区 分	貸与月額	備 考
高等学校等奨学生	15,000 円	中等教育学校後期課程、高専、専修学校の高等課程を含む
大学等奨学生	25,000 円	大学院、短大、専修学校の専門課程を含む

※6月下旬（4～9月分）、9月下旬（10～12月分）、1月中旬（1～3月分）の年3回に分けて本人名義の宮崎銀行口座に送金します。

4. 貸与期間

奨学生が在学する学校の正規の最短修業期間

5. 提出書類

以下の(1)～(6)の書類をご提出ください。

(1) 奨学金貸与申請書（様式第1号） <ul style="list-style-type: none">・別居であっても、単身赴任等の理由により別居している親などは、生計を一にする（以下「同一生計」）者として、奨学金貸与申請書への記入が必要となります。・同じ住所に住んでいても、生計を別にする家族については、奨学金貸与申請書への記入は不要です。
(2) 奨学金貸与願（様式第2号） <p>奨学生となる本人がご記入ください。</p>
(3) 同一生計家族の所得証明書類 <ul style="list-style-type: none">・給与所得のみの場合、源泉徴収票のコピーを添付してください。（令和5年度分）・上記以外（「給与所得+他の所得」も含む）の場合、所得税の確定申告書のコピーを添付してください。・年金収入の場合、年金振込通知書等のコピーを添付してください。
(4) 成績証明書（様式は任意）
(5) 推薦書（様式第3号） <ul style="list-style-type: none">・学校長が発行するもの。・令和6年4月1日現在、第1学年の場合 <u>（新たに入学する場合は、直前に卒業した学校に作成を依頼してください。）</u>・第2学年以上（在学中）の場合は、在籍する学校に作成を依頼してください。
(6) 在学証明書 <ul style="list-style-type: none">・学校長が発行するもの。・<u>第1学年のみ提出が必要です。</u>第2学年以上の場合は「推薦書」等で在籍を確認しますので提出は不要です。

※ 提出された書類は返却しませんので必要な方はコピーをお取りの上ご提出ください。

※ 各申請書類等は延岡市ホームページからもダウンロードができます。

6. 申込の受付期間

令和6年4月1日(月)～令和6年5月7日(火) 必着

※提出書類が揃わないことを理由に期限内に提出されない場合は受け付けできません。

7. 提出先、提出方法

〒882-8686 延岡市東本小路2番地1

公益財団法人延岡市育英会事務局(市役所4F 延岡市教育委員会総務課内)

持参または郵送(※持参の場合、平日8時30分から17時15分まで)

8. 選考方法、結果通知

本育英会奨学規程に基づき、奨学生選考委員会を開催し奨学生を決定します。

選考結果については、6月中旬までに申請者全員に通知します。

9. 採用決定後の手続き

採用決定後、次の書類を提出する必要があります。

- ・「奨学金借用証書」(連帯保証人2名の署名・実印押印が必要)
- ・「住民票」(世帯全員のもの)(連帯保証人②は本人分のみ)
- ・「印鑑登録証明書」(連帯保証人2名分)
- ・延岡市税「完納証明書」(保護者、連帯保証人分)
- ・所得が分かる書類「源泉徴収票や確定申告書のコピー」(連帯保証人②の分)
- ・奨学金受入口座届(※宮崎銀行本人名義口座を準備ください)

連帯保証人2名について

- ・連帯保証人① … 父又は母(父母がいない場合はそれに代わる方)
- ・連帯保証人② … ①と生計を別にし、所得を有する方で、保証債務を負うことができる方
(返還が滞った際に、奨学生等に代わって返還ができる方)

※連帯保証人は、貸与された奨学金の全額について、奨学生本人と同じ返還の義務を負うこととなりますのでご注意ください。

※破産、個人再生若しくは任意整理等の債務整理中である方又は過去に債務整理をした方、生活保護受給者は、連帯保証人になることはできません。

10. 返還方法、返還期間、返還額

※給付型ではありませんので返還が必要です。

卒業等により貸与が終了した翌月から返還が始まります。

返還方法は、口座引落としです。引落日は、毎月末日(※12月と3月のみ25日)ですが、金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。

返還期間は貸与期間の2倍の期間内とし、毎月の返還額は貸与月額の半分の額となります。

(例) 月額25,000円を4年間借りた場合 ⇒ 月々12,500円を8年間で返還

【お問い合わせ】

公益財団法人延岡市育英会
(延岡市教育委員会総務課内)

TEL 0982-22-7030